

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二合同部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月1日（木） 9時30分から12時

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室

3. 出席者

（委員会）

第2部会：島川委員（部会長）、那須委員、中井委員

第7部会：中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員

（総務省）鎌田局長、田所総務部長、桜沢事務室長、竹下次長ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) あっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（国民年金2件、厚生年金3件）

国民年金2件のうち1件は継続案件で、委員会から指示のあった補充調査結果を踏まえ再審議した。他の4件の審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定（国民年金2件）

国民年金案件2件のうち1件についてはあっせん、他の1件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第二合同部会は5月8日（木）9時30分から開催することとなった。

（ 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり ）

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3合同部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月7日（水） 13時30分から16時45分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1部会室
3. 出席者
（委員会）石田委員（第3部会長）、岡西委員（第8部会長）、米子委員、南部委員、植田委員、小西委員
（総務省）田所部長、桜沢室長、藤井次長ほか
4. 議題
（1）申立案件の審議
5. 会議経過
（1）申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金3件、厚生年金2件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

（2）次回の第3合同部会は、5月13日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4合同部会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年5月7日（水） 13時30分から15時30分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第2会議室
- 3 出席者
（委員会）天野委員（第4部会長）、大西委員（第9部会長）、河村委員、角田委員、
桐山委員、小亀委員、中林委員、山下委員
（総務省）鎌田局長、山下次長ほか
- 4 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った（国民年金2件、厚生年金2件）。
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
この結果、国民年金審議案件2件については訂正不要、また厚生年金審議案件2件については1件があっせん、1件が訂正不要の方向性が示された。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金案件2件及び厚生年金案件2件について審議し、国民年金案件2件についてはいずれも訂正不要案、また厚生年金2件については、あっせん案と訂正不要案をそれぞれ1件決定した。
 - (3) 次回の第4合同部会は、5月14日（水）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二合同部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月8日（木） 9時30分から12時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）
第2部会：島川委員（部会長）、那須委員、中井委員、小牧委員
第7部会：藤本委員、岡委員、坂東委員
（総務省）鎌田局長、田所総務部長、桜沢事務室長、竹下次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定（国民年金2件、厚生年金3件）
案件5件のうち2件についてはあっせん又は一部あっせん、他の3件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第二合同部会は5月15日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第一合同部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月9日（金） 9時30分から11時45分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員長（第一部会長）、久米川委員、田中弘委員、渡邊委員、児玉委員（第6部会長）、石谷委員、櫻井委員、田中義久委員
（総務省）鎌田局長、田所総務部長、中村次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金2件、厚生年金3件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。また、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、2件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。さらに1件の国民年金保険の事案については継続審議されることとなった。
- (3) (2) 次回の第一合同部会は5月12日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5合同部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月9日（金） 9時30分から11時20分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第2会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（第5部会長）、片山委員（第10部会長）、竹内委員、竹本委員、樽谷委員、早澤委員、氷室委員、松本委員
（総務省）桜沢室長、城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金3件、厚生年金2件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 合同部会として、国民年金事案について保険料納付記録の訂正の必要はないとするもの4件、また、厚生年金保険について年金記録の訂正の必要はないとするもの1件を審議し、決定した。
今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
 - (3) 次回の第5合同部会は、5月12日（月）13時30分から開催することとなった。

（ 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり ）

年金記録確認大阪地方第三者委員会第一合同部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月12日（月） 13時30分から15時55分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員長（第一部会長）、久米川委員、田中弘委員、渡邊委員、児玉委員（第6部会長）、石谷委員、櫻井委員、田中義久委員
（総務省）田所総務部長、中村次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金4件、厚生年金1件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、1件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第一合同部会は5月19日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5合同部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月12日（月）13時30分から15時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第2会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（第5部会長）、片山委員（第10部会長）、竹内委員、竹本委員、氷室委員、松本委員
（総務省）鎌田局長、桜沢室長、城野次長ほか
4. 議題
（1）申立案件の審議
5. 会議経過
（1）申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金3件、厚生年金2件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（2）次回の第5合同部会は、5月19日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3合同部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月13日（火） 13時30分から16時50分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1部会室
3. 出席者
（委員会）石田委員（第3部会長）、岡西委員（第8部会長）、米子委員、南部委員、植田委員、塩委員、草尾委員、小西委員
（総務省）鎌田局長、田所部長、桜沢室長、藤井次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金2件、厚生年金2件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。
また、国民年金に係る申立案件2件及び厚生年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
さらに、厚生年金に係る申立案件1件について、事業主の口頭意見陳述を聴取した。
 - (3) 次回の第3合同部会は、5月20日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4合同部会（第5回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年5月14日（水） 13時30分から16時00分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第1会議室
- 3 出席者
（委員会）天野委員（第4部会長）、大西委員（第9部会長）、河村委員、桐山委員、
小亀委員、中林委員、山下委員
（総務省）桜沢室長、山下次長ほか
- 4 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った（国民年金2件、厚生年金2件）。
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
この結果、国民年金審議案件2件については訂正不要、また厚生年金審議案件2件についてはあっせんの方向性が示された。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金案件3件及び厚生年金案件1件について審議し、国民年金案件3件についてはあっせん案1件、訂正不要案2件、また厚生年金1件についてはあっせん案を決定した。
 - (3) 次回の第4合同部会は、5月21日（水）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二合同部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月15日（木） 9時30分から12時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室
3. 出席者
（委員会）
第2部会：島川委員（部会長）、那須委員、小牧委員
第7部会：中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員
（総務省）桜沢事務室長、竹下次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) あっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（厚生年金3件、国民年金3件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。その結果、国民年金の夫婦での申立案件2件については継続審議となった。
 - (2) あっせん案等の決定（厚生年金2件、国民年金2件）
案件4件のうち3件についてはあっせん、他の1件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第二合同部会は5月22日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第一合同部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月19日（月） 13時30分から15時55分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員長（第一部会長）、久米川委員、田中弘委員、渡邊委員、児玉委員（第6部会長）、櫻井委員、田中義久委員
（総務省）鎌田局長、桜沢事務室長、中村次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定した。また、4件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、3件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回の第一合同部会は5月26日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5合同部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月19日（月） 13時30分から16時30分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第2会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（第5部会長）、片山委員（第10部会長）、竹内委員、竹本委員、樽谷委員、早澤委員、氷室委員、松本委員
（総務省）田所総務部長、城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金2件、厚生年金3件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 合同部会として、国民年金事案について納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件、保険料納付記録の訂正の必要はないとするもの4件、また、厚生年金保険について年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件、年金記録の訂正の必要はないとするもの2件を審議し、決定した。
今回の部会においても、引き続き、申立案件の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
 - (3) 次回の第5合同部会は、5月26日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3合同部会（第6回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月20日（火） 13時30分から16時50分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1部会室
3. 出席者
（委員会）石田委員（第3部会長）、岡西委員（第8部会長）、米子委員、植田委員、塩委員、小西委員
（総務省）鎌田局長、田所部長、桜沢室長、藤井次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金3件、厚生年金3件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
厚生年金1件については継続して審議することとなった。
 - (2) あっせん案等の決定
厚生年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。
また、国民年金に係る申立案件2件及び厚生年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回の第3合同部会は、5月27日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二合同部会（第6回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月22日（木） 9時30分から12時

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室

3. 出席者

（委員会）

第2部会：島川委員（部会長）、那須委員、中井委員、小牧委員

第7部会：中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員

（総務省）局長、総務部長、事務室長、事務室次長ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) あっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（厚生年金2件、国民年金4件）

前回からの国民年金に係る継続案件2件を含め6件について、審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定（厚生年金4件、国民年金3件）

案件7件のうち2件については一部あっせん、他の5件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。

(3) 次回の第二合同部会は5月29日（木）9時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第一合同部会（第6回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月26日（月） 13時30分から17時
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 5階 第三者委員会会議室
3. 出席者
（委員会）川口委員長（第一部会長）、田中弘委員、渡邊委員、児玉委員（第6部会長）、
櫻井委員、田中義久委員
（総務省）桜沢室長、中村次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金1件、厚生年金5件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立案件の審議を継続することとされた。
 - (2) 部会として5件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと、1件の事案について厚生年金保険の被保険者資格の取得日（喪失日）の記録の訂正の必要はないと判断した。
 - (3) (2) 次回から第1合同部会を第1部会及び第6部会に別け、それぞれ6月2日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第5合同部会（第6回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月26日（月） 13時30分から16時10分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第2会議室
3. 出席者
（委員会）佛性委員（第5部会長）、片山委員（第10部会長）、竹内委員、竹本委員、樽谷委員、早澤委員、氷室委員、松本委員
（総務省）鎌田局長、田所総務部長、城野次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。（国民年金3件、厚生年金2件）
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立てを認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) 合同部会として、国民年金事案について保険料納付記録の訂正の必要はないとするもの2件、また、厚生年金保険について年金記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定した。
 - (3) 次回からは、第5部会と第10部会に分かれて部会を開催することとなった。次回の第5部会及び第10部会はいずれも6月2日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第3合同部会（第7回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月27日（火） 13時30分から16時20分
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 第1部会室
3. 出席者
(委員会) 石田委員（第3部会長）、岡西委員（第8部会長）、米子委員、植田委員、南部委員、塩委員、草尾委員、小西委員
(総務省) 鎌田局長、田所部長、桜沢室長、藤井次長ほか
4. 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 委員会におけるあっせん案等の審議
5. 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った。(国民年金3件、厚生年金2件)
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立を認めるべきかさらに調査すべき点があるか、また、保険料控除の有無や加入実態、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金に係る申立案件3件及び厚生年金に係る申立案件1件について、年金記録を訂正する必要があると決定した。
また、国民年金に係る申立案件2件及び厚生年金に係る申立案件2件について、年金記録を訂正する必要はないと決定した。
 - (3) 次回以降、第3合同部会を第3部会及び第8部会に分け、それぞれ6月3日（火）13時30分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第4合同部会（第7回）議事要旨

- 1 日 時 平成20年5月28日（水） 13時30分から16時00分
- 2 場 所 大阪第2法務合同庁舎 大阪地方第三者委員会第1会議室
- 3 出席者
（委員会）天野委員（第4部会長）、大西委員（第9部会長）、桐山委員、小亀委員、
中林委員、山下委員
（総務省）鎌田局長、田所総務部長、桜沢室長、山下次長ほか
- 4 議題
 - (1) 申立案件の審議
 - (2) 部会におけるあっせん案等の審議
- 5 会議経過
 - (1) 申立案件の審議
申立案件についての審議を行った（国民年金3件、厚生年金2件）。
審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。
この結果、国民年金審議案件3件及び厚生年金審議案件2件については、いずれも訂正不要の方向性が示された。
 - (2) あっせん案等の決定
国民年金案件2件及び厚生年金案件3件について審議し、国民年金案件2件についてはあっせん案1件、訂正不要案1件、また厚生年金3件についてはあっせん案2件、訂正不要案1件を決定した。
 - (3) 部会の開催日程等
次回からは、第4部会と第9部会に分かれて部会を開催することになった。
また、次回の第4部会、第9部会は、いずれも6月4日（水）に開催することになった。

〔 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり 〕

年金記録確認大阪地方第三者委員会第二合同部会（第7回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月29日（木） 9時30分から12時

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎5階 当委員会会議室

3. 出席者

（委員会）

第2部会：島川委員（部会長）、那須委員、中井委員

第7部会：中川委員（部会長）、藤本委員、岡委員、坂東委員

（総務省）局長、総務部長、事務室長、事務室次長ほか

4. 議題

(1) 申立案件の審議

(2) あっせん案等の審議

5. 会議経過

(1) 申立案件の審議

申立案件についての審議を行った。（厚生年金2件、国民年金3件）

審議に当たっては、申立案件それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者等の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、また、被保険者が保険料を納付しているかなどについて審議を行い、それらを総合考慮し申立を認めるべきか、さらに調査すべき点があるかなどについて、議論が行われた。

(2) あっせん案等の決定（厚生年金2件、国民年金4件）

案件6件のうち1件はあっせん、2件は一部あっせん、他の3件は年金記録を訂正する必要はないと決定した。

このほか、取下げ案件1件について、記録が発見されたことにより取下書が提出された旨について報告・了承された。

(3) 次回からは、第2部会及び第7部会に別れて、6月5日（木）9時30分から、当委員会会議室において、それぞれ開催することとなった。

（ 文責：委員会事務室
速報につき修正の可能性あり ）